

第 1 編 産業廃棄物

第 2 章 廃棄物の処理

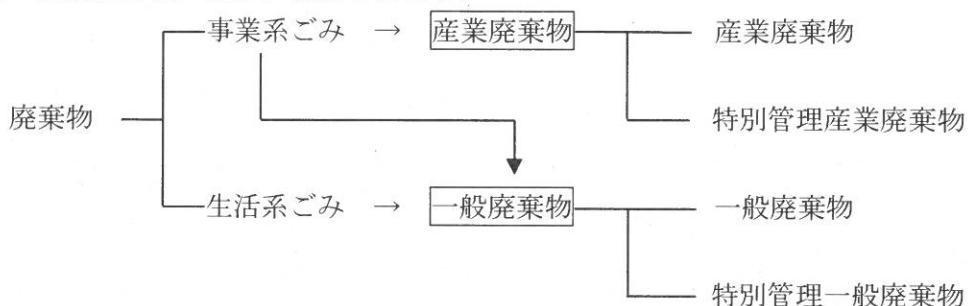
1 廃棄物の分類

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいいます。【法第2条第1項】

(2) 廃棄物の種類

① 廃棄物は次のように分類されます。



② 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいいます。【法第2条第2項】

(3) 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の政令で定める20種類のもの（9～10頁に掲載）をいいます。【法第2条第4項】【令第2条】

なお、種類によっては排出業種が指定されていますので、指定業種以外から排出されたものは、一般廃棄物になります。（10頁参照）

(4) 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものをいいます。（11頁参照）【法第2条第5項】【令第2条の4】

廃棄物の種類（20種類）

① 産業廃棄物

種類	内容	具体的例示
廃プラスチック類	○ 合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃農業用フィルム、合成樹脂系包装材料くず、合成繊維くず（ナイロン、ポリエチレン、アクリル等で混紡も含む）、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
ゴムくず	○ 天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず等（廃タイヤは合成ゴムのため、廃プラスチック類）
金属くず	○	鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、研磨くず、切削くず、半田かす、溶接かす等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	①ガラスくず：廃空びん類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 ②コンクリートくず：製造過程で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず ③陶磁器くず：土器くず、陶器くず、せつ器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、石膏型等 ④石膏ボード（安定型最終処分場への埋立禁止）
がれき類	○ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに類する各種廃材等
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす ②無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、めつき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト泥、カーバイドかす、ソーダ灰かす、廃ソルト、不良セメント、廃触媒、活性炭かす、各種スカム（油性を除く）、ニカラワかす、ガラス・タイル研磨かす、スケール、スライム残渣、転写紙かす等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、燃入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、なたね油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、アルコール等）タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう等）印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、タングステン、油性スカム、洗車スラッジ等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液（中和処理後の沈殿物は汚泥）	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、クエン酸等）アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程、写真漂白廃液等）
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液（中和処理後の沈殿物は汚泥）	洗ビン用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めつき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、染色廃液（精錬工程、シルケット加工）、苛性ソーダ廃液、写真現像液等
鉱さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さ（スラグ）、不良鉱石、粉炭かす、鉱じん、鉄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）

ばいじん		大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
紙くず	△	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用し、印刷発行するものに限る）に係るもの ③ 出版業（印刷出版に限る）に係るもの ④ 製本業、印刷物加工業に係るもの	建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等、印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等
木くず	△	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの ③ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ④ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）木材、木製品製造業等の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板切れ、廃チップ、木製パレット等
繊維くず	△	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）	建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等
動植物性残さ	△	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 (魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物)	①動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶詰、瓶詰不良品、乳製品精製残渣、卵殻、貝殻、羽毛等 ②植物性残さ：ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
動物系固形不要物	△	と畜場においてと殺し、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
動物のふん尿	△	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うづら、七めん鳥、兎及び毛皮獸等のふん尿等
動物の死体	△	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	同上の家畜の死体
法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物		産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形物 焼却灰の溶融固化物

(注) ※ 1 ○は安定5品目といい、安定型処分場で処分可能なもの

2 △は対象となる業種が指定されているもの

② 特別管理産業廃棄物

種類	内容	具体的例示
廃油	燃えやすい廃油（引火点 70℃未満）	揮発油類、灯油類、軽油類 (関連事業：紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気メッキ、クリーニング、科学技術研究、その他)
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）2以下のもの	(関連事業：苛性ソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、化学技術研究、その他)
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの	
感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する、血液、注射針などで人が感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは、付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物	血液の付着した注射針、採血管など (関連事業：病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、動物病院、その他)
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石綿等及び、指定下水汚泥、ばいじん、ダイオキシン類を含むばいじん等などで特定施設から排出されるもので指定された特定有害物質が基準値を超えるものなど	①PCB・PCB汚染物：廃PCB・PCBを含む廃油、PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず・木くず・繊維くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・がれき類、PCBが染み込んだ汚泥、廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの ②廃水銀等：特定施設（試験研究機関等）において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く） ③廃石綿等：建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・プラスチックシートなどで石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置によって集められた飛散性の石綿など (関連事業：建設、解体、造船、機械修理、その他) ④有害産業廃棄物：水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアノ、チウラム、シマジン、ベンゼン、セレンなど又はその化合物が基準値を超えて含まれている汚泥、鉱さい、廃油、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど (関連事業：無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、化学技術研究、めつき、クリーニング、その他) ⑤ダイオキシン類

○石膏ボード（「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」・「紙くず」の混合物）

※廃石膏ボードの安定型最終処分場への埋立禁止【令第6条第1項第3号イ（4）】

廃石膏ボードから付着している紙を取り除いたものについては、安定型最終処分場に埋め立てることが可能とされてきましたが、紙を除去した後でも、安定型最終処分場への埋立処分を行った場合、高濃度の硫化水素が発生するおそれがあることが明らかになったことから、廃石膏ボードから紙を除去したものについても、安定型最終処分場への埋立処分が禁止となりました。（平成18年6月1日通知）

○蛍光灯（「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」・「金属くず」の混合物）

※水銀使用製品産業廃棄物の取扱いとなる製品がある。

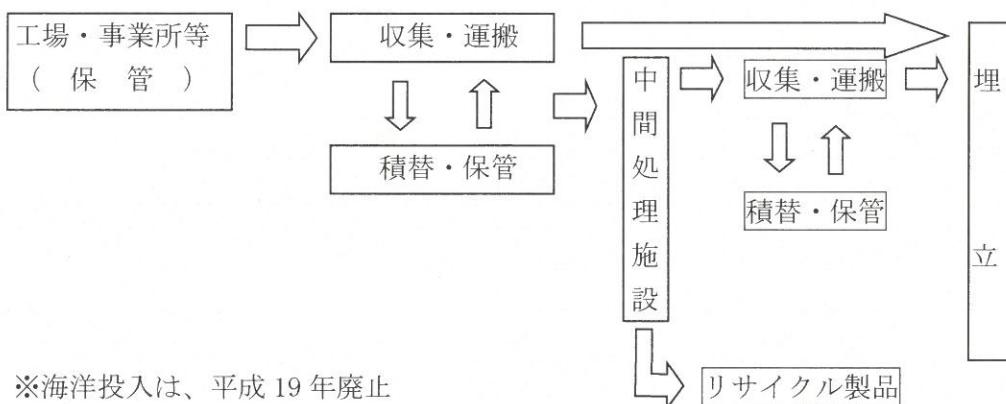
○バッテリー（「廃酸（特別管理産業廃棄物）」・「廃プラスチック類」・「金属くず」の混合物）

○乾電池（「金属くず」・「汚泥」の混合物）

※水銀使用製品産業廃棄物の取扱いとなる製品がある。

2 産業廃棄物の処理

(1) 産業廃棄物処理の流れ



- 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管することになります。
- 収集運搬とは、廃棄物を発生場所等から収集し、中間処理施設又は最終処分場等に移動させることをいいます。
- 積替えとは、収集運搬の過程で廃棄物のある一定の場所で積みなおすことをいい、保管とは、収集運搬の過程で廃棄物のある一定の場所で保管することをいいます。

(2) 産業廃棄物の自社保管に関する届出

産業廃棄物の自社保管に関する届出制の創設

改正概要

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管(保管の用に供される場所の面積が300m²以上の場所で行うものに限る。)を行おうとするときは、原則としてあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととする、届出制を創設。(違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。)

- ※ ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に都道府県知事に届け出ることとする。(違反した者には、20万円以下の過料。)
- ※ 保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用される。
- ※ 届け出た事項を変更しようとするときは、事前に届け出なければならない。また、保管をやめたときは、30日以内に届け出なければならない。
- ※ 特別管理産業廃棄物についても同様の保管届出制を創設。
- ※ 施行日時点で行われている保管については、6月30日までに都道府県知事に届け出なければならない。

効果

- 保管場所をあらかじめ行政が把握し、不適正化する前に事業者を適切に指導。
- 不適正保管を早期に発見し、事業者に対して報告徴収、立入検査等の行政処分等を迅速に行うことにより、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止し、または拡大を防止する。

(3) 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者への処理責任の一元化

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

改正概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

効果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならなくなる。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならなくなる。

排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化 第21条の3第2項～第4項の規定について

原則<第1項>

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。

効果

建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、
(1)自ら処理するか、(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。
= 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能となる。

例外

第2項

下請負による建設工事現場での保管
保管を行う下請負人も保管基準に従わなければならないこととし、適正な保管を担保

第4項

元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託
※ 元請業者の指示又は示唆により下請負人が委託を行う場合には、元請業者が下請負人に委託していることになる。このため、第4項のようなケースは例外的であるが、法的措置が必要。

下請負人であっても処理の委託をする際には、委託基準に従い、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保

第3項

下請負による一定の廃棄物についての運搬
環境省令で定める廃棄物の運搬に限り、業許可を不要とするが、処理基準に従い運搬しなければならないこととし、適正な運搬を担保
(廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行う。)

元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化 第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物

- 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く。)であるもの
 - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
 - ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
 - イ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
 - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの
- ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの



運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第21条の3第3項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携行しなければならない。

(4) 保管及び収集運搬基準等

排出事業者が廃棄物の保管を行う場合、以下の基準が定められています。

排出業者の保管基準	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物（共通） 【規8条、規8条の13】	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物（個別） 【規8条、規8条の13】
	1 周囲に囲いを設置 2 見やすい場所に掲示板を設置 (16頁の図1) 3 保管場所からの飛散流出、地下浸透及び悪臭の発散防止措置 4 汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置 5 屋外において容器を用いずに保管する場合には高さ制限有り (16頁の図5) 6 その他の必要な措置 7 ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止措置	8 他の物が混入するおそれがないよう仕切りを設置するなど必要な措置(石綿含有産業廃棄物水銀使用製品産業廃棄物を含む) 9 廃油、P C B 廃棄物は容器に入れ、密封するとともに、揮発防止及び高温にさらされないための必要な措置 10 廃酸、廃アルカリは容器に入れ、密封するとともに、腐食を防止するための必要な措置 11 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物は、梱包するなど飛散防止のための必要な措置 12 腐敗するおそれのあるものは、容器に入れ密封するなど腐敗防止のための必要な措置 ※ P C B 廃棄物…ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物

	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物（共通） 【法第12条第1項】	特別管理産業廃棄物（個別） 【法第12条の2第1項】
収集運搬基準	<p>1 飛散流出防止措置を講ずること。</p> <p>2 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないための必要な措置を講ずること。</p> <p>3 収集・運搬施設設置の場合は、生活環境の保全上支障が生じないための必要な措置を講ずること。</p> <p>4 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、廃棄物が飛散出し、及び悪臭が漏れるおそれのあるものであること。</p> <p>5 運搬車を用いる場合、16頁の図3・図4に示す事項を、車体の両側面に鮮明に表示し、かつ書面を備えること。</p> <p>6 船舶を用いる場合、16頁の図3・図4と同様の事項を、船体の両側に鮮明に表示し、かつ書面を備えること。</p>	<p>7 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>8 他の物と混合するおそれのないよう、他の物と区分して収集運搬すること。</p> <p>9 運搬用パイプラインは、消防法で規定する場合を除いて用いてはならない。</p> <p>10 収集運搬を行う場合、その種類、取り扱う際の注意事項、その他を文書に記載し携帯すること。ただし容器に表示されている場合を除く。</p> <p>11 感染性産業廃棄物又は廃P C B等、P C B汚染物若しくはP C B処理物は、必ず運搬容器に収納して行い、その容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有すること。</p>
積替保管基準	<p>産業廃棄物・特別管理産業廃棄物（共通）</p> <p>【法第12条第1項】</p> <p>1 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に廃棄物の積替保管場所であることの表示（16頁の図2）がされている場所で行うこと。</p> <p>2 保管は、あらかじめ積替え後の運搬先が定められていること、また搬入量が適切に保管できる量を超えないこと、並びに廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。（特別管理産業廃棄物のP C B廃棄物を除く。）</p> <p>3 積替保管場所からの飛散流出、地下浸透及び悪臭の発散防止措置を講ずること。</p> <p>4 保管により汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置を講ずること。</p> <p>5 ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止措置を講ずること。</p> <p>6 容器を用いない屋外での保管には高さ制限有り（16頁の図5）</p> <p>7 その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>8 保管数量は、保管場所からの1日当たりの平均的搬出量に7を乗じた数量を超えないこと。</p>	<p>特別管理産業廃棄物（個別）</p> <p>【法第12条の2第1項】</p> <p>9 その他の物が混入するおそれがないよう仕切りを設置するなど必要な措置を講ずること。</p> <p>10 廉油、P C B廃棄物は容器に入れ、密封するとともに、揮発防止及び高温にさらされないための必要な措置を講ずること。また、腐食を防止するための必要な措置</p> <p>11 腐敗するおそれのあるものは、容器に入れ密封するなど腐敗防止のための必要な措置を講ずること。</p>

- 積替・保管場所の掲示板設置（掲示板の寸法上の規定 60cm×60cm以上のもの）

（表示例）図1（排出事業者用）

(特別管理) 産業廃棄物保管場所	
1 産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物、〇〇、・・以上〇種類
2 管理責任者の担当部署、氏名	〇〇(株) 〇〇課 氏名
3 連絡先電話番号等	〇〇〇 - 〇〇〇〇
4 保管の高さ（最高）	〇〇m

図2（収集運搬業者用）

(特別管理) 産業廃棄物の積替保管場所	
1 産業廃棄物の種類	金属くず 〇〇くず・・・以上〇種類
2 管理者氏名（名称）	〇〇(株) 〇〇課 氏名
3 連絡先電話番号等	〇〇〇 - 〇〇〇〇
4 保管の高さ（最高）	〇〇m
5 保管できる量（最大）	〇〇m ³ 又は t (1日平均排出量×7日分)

- 運搬車等への表示義務

（表示例）図3（排出事業者用）

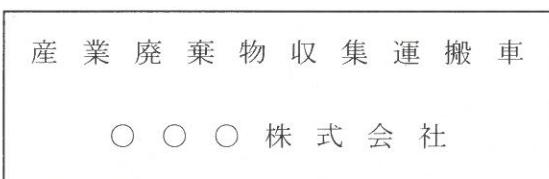
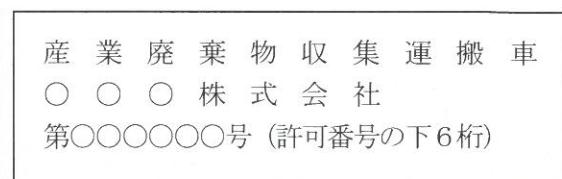


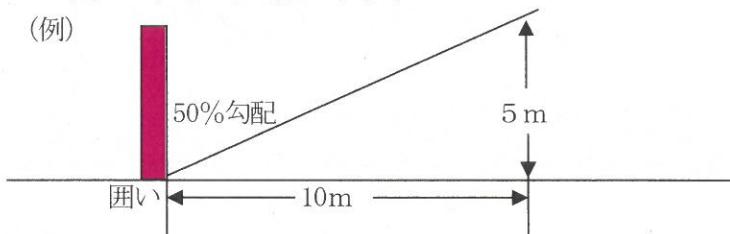
図4（収集運搬業者用）



- 保管の高さ制限（屋外で容器を用いない場合） 図5

- ① 囲いに接することなく廃棄物を保管する場合

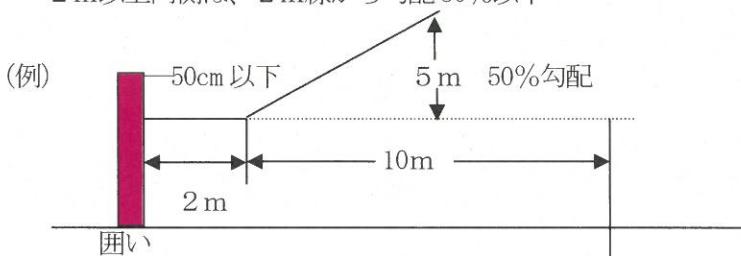
- ・ 囲いの下端から勾配50%以下



- ② 囲いに接して廃棄物を保管する場合（囲いに荷重が直接かかる構造の場合はその荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）

- ・ 囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下

- ・ 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



(注) 積替・保管場所の設置・変更に関しては、各種法令等に基づく関係機関との協議が必要な場合がありますので、あらかじめご相談ください。

(5) 運搬車両表示基準

自己の排出した産業廃棄物の運搬（いわゆる自社運搬）も含め、走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、また、適正な運搬を行っているかどうかを効果的に確認できるよう、車両への表示や書面等の備え付けを義務化したものである。

① 表示義務

産業廃棄物を運搬する際には、その運搬車両の両側面に必要事項を記載のうえ、表示しなければならない。

○ 排出事業者が自分で運搬する場合（16 頁の図 3 参照）

- ア. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- イ. 排出事業者名

○ 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合（16 頁の図 4 参照）

- ア. 産業廃棄物を収集運搬しているの旨の表示
- イ. 業者名
- ウ. 許可番号（下 6 行）

② 書類の携帯義務

産業廃棄物の運搬車は運搬する廃棄物の種類、数量などを記載した書類を携帯しなければならない。

- ア. 排出事業者が自分で運搬する場合
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
 - ・運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

（※ 携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問わない。）

イ. 廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
（※ 電子マニフェストを利用している場合は、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できる。）
- ・許可証の写し（※ 許可証の写しは、原本と同じ大きさでなくても良い。）

③ 留意事項

ア. 表示、書類携帯の例外

- ・特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）によるもの。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）によるもの。
- ・会社の敷地内のみで使われる運搬車によるもの。

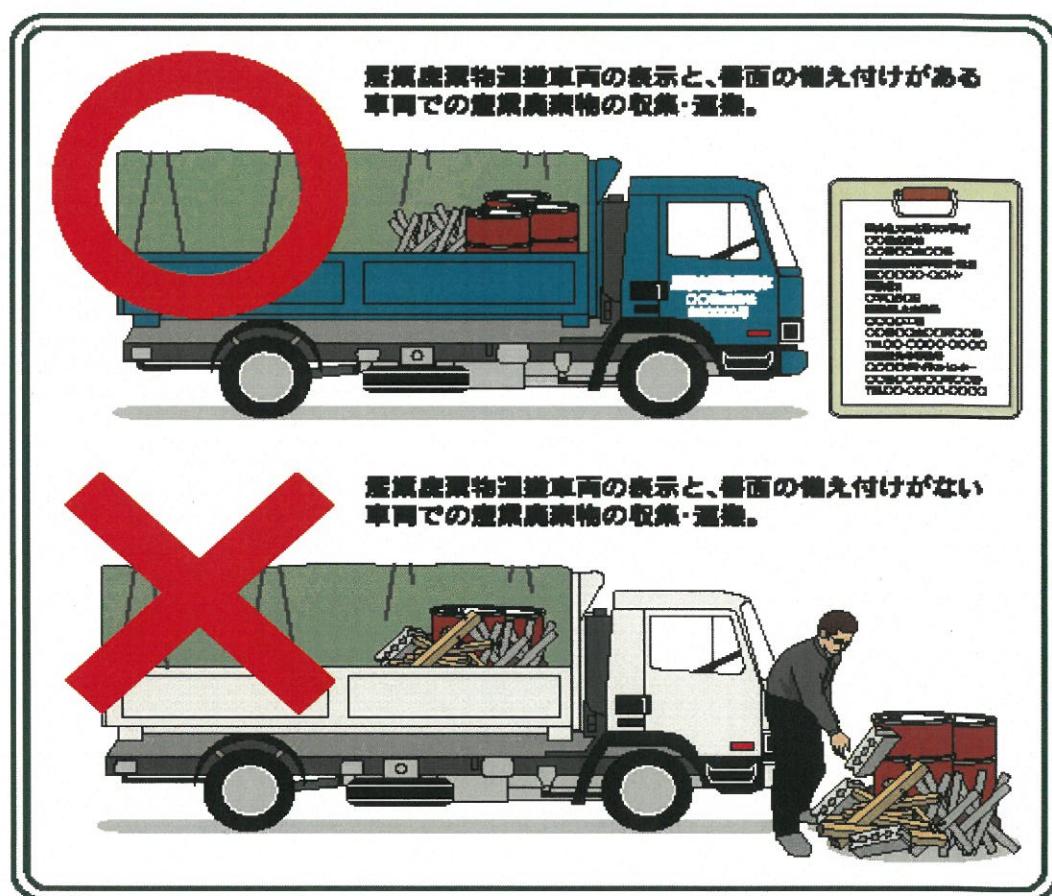
以上については、表示、書類の携帯は例外である。

イ. 再生利用認定制度又は広域的処理認定制度に係る環境大臣の認定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、環境大臣からこの制度の認定を受けている場合は例外となる。

④ 罰則

表示、書類携帯を行わなかった場合、廃棄物処理法違反となり、行政命令の対象（排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など）になる。
また、行政命令に違反した場合には、刑事罰を受けることになる。

産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け（携帯）が必要となります。



 環境省
廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

(6) 中間処理の基準

中間処理とは、

- ① 原材料として再利用するために行う破碎、溶融
- ② 減量・減容化のために行う焼却、破碎
- ③ 安定化・無害化のために行う焼却、中和、分解
- ④ 埋立処分する前処理のために行う破碎、脱水

等のような処理をいい、以下の処理基準が定められています。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物（共通） 【法第12条第1項】	特別管理産業廃棄物（個別） 【法第12条の2第1項】
<p>1 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>2 中間処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 中間処理施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>4 廃棄物を焼却する場合には、次の各号に定める構造を有する焼却設備を用いて環境大臣が定める方法（注1）により焼却すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。 ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 ③ 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。 ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。 ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。 	<p>5 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>6 特別管理産業廃棄物である廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法（注2）により行うこと。</p> <p>7 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法（注3）により行うこと。</p> <p>8 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法（注4）により行うこと。</p> <p>9 廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として環境大臣が定める方法（注5）により行うこと。</p> <p>10 ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法（注6・注7）により行うこと。</p> <p>11 ポリ塩化ビフェニル処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法（注8・注9・注10・注11）により行うこと。</p> <p>12 廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法（注12）により行うこと。</p>

※ 環境大臣が定める方法（平成9年8月29日厚生省告示第178号及び平成4年7月3日厚生省告示第194号）

- 注1 イ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
ロ 煙突の先端から火炎又は日本産業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
ハ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
- 注2 イ 焼却設備を用いて焼却する方法
ロ 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして特別管理産業廃棄物である廃油でなくする方法
- 注3 イ 中和設備を用いて中和する方法
ロ 焼却設備を用いて焼却する方法
ハ イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても水素イオン濃度指数を2.0より大きく、12.5より小さくすることができる方法
- 注4 イ 焼却設備を用いて焼却する方法
ロ 溶融設備を用いて溶融する方法
ハ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
ニ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法
- 注5 イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ニ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ヘ 無害化処理の認定に係る無害化処理の方法
- 注6 PCB汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるもの）
イ 注5ロに掲げる方法
ロ 注5ハに掲げる方法
ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ニ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
ホ 洗浄設備を用いて溶剤によりポリ塩化ビフェニル汚染物を洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを除去する方法
ヘ 分離設備を用いてポリ塩化ビフェニルを除去する方法

ト 注5へに掲げる方法

- 注7 PCB汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類であるもの）
- イ 注5ロに掲げる方法
 - ロ 注5ハに掲げる方法
 - ハ 注6ハに掲げる方法
 - ニ 注6ニに掲げる方法
 - ホ 洗浄設備を用いてポリ塩化ビフェニル汚染物を洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを除去する方法
 - ヘ 注6ヘに掲げる方法
 - ト 注5ヘに掲げる方法

注8 PCB処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるもの）

注5イからヘまでに掲げる方法とする

注9 PCB処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるもの）

注6に掲げる方法とする

注10 PCB処理物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類であるもの）

注7に掲げる方法とする

注11 PCB処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及びがれき類以外のもの）

注5ロ、ハ及び注6ハ、ニに掲げる方法とする

注12 イ 溶融施設（無害化処理施設を除く）において石綿が検出されないよう溶融する方法

ロ 無害化処理の認定に係る無害化処理の方法

(7) 中間処理の保管基準

廃棄物を処理するまでの間、一時的に保管する場合は、以下の基準が定められています。

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物（共通） 【法第12条第1項】	特別管理産業廃棄物（個別） 【法第12条の2第1項】
<p>1 周囲に因い（保管する廃棄物の荷重が直接因いにかかる構造の場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る）が設けられていること。</p> <p>2 見やすい箇所に廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他廃棄物の保管に関し、次の各号に掲げる事項を表示した掲示板（縦及び横それぞれ60センチメートル以上）が設けられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保管する廃棄物の種類 ② 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ③ 屋外においての廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、図表（16頁の図5）で定める保管の高さ（最高のもの） ④ 保管場所において保管することができる廃棄物の数量（処分等のための保管上限） <p>3 保管の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること。</p> <p>4 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>5 屋外において廃棄物を容器を用いずに、保管する場合は、図表（16頁の図5）で定める高さを超えないようにすること。</p> <p>6 その他必要な措置</p> <p>7 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>8 廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。</p> <p>9 保管する廃棄物の数量が、当該廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。 次に定める場合にあっては、その数量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処理施設に船舶を用いて廃棄物を運搬する場合であって、当該廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該廃棄物に係る処分等のための保管上限（以下「基本数量」という。）を超えるときは、当該廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。 	<p>10 保管の場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とか混合している場合であって当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 <p>11 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物、廃水銀等にあっては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置 ② ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあっては当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置 ③ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置 <p>12 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物（共通）	特別管理産業廃棄物（個別）
② 処理施設の定期的な点検又は修理（実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。（以下「定期点検等」という。）の期間中に廃棄物を保管する場合は、当該廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。 当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。	
③ 建設業に係る廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る）の再生を行う処理施設において、当該廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあっては、70）を乗じて得られる数量とする。	
④ 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを、11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に60を乗じて得られる数量とする。	
※ 「9」は特別管理産業廃棄物を除く	

(8) 埋立処分の基準

廃棄物の埋立処分を行う場合は、以下の処理基準が定められています。

廃棄物の種類	産業廃棄物 【令第6条第1項第3号】	特別管理産業廃棄物 【令第6条の5第1項第3号】
廃プラスチック類	<p>① あらかじめ、中空の状態でないよう に、かつ、最大径15cm以下に破碎し、 切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融 加工し、 →安定型埋立</p> <p>② 焼却設備を用いて焼却すること。 →管理型埋立 自動車等破碎物（窓ガラス、バンパー、 タイヤを除く。以下同じ。）廃プリント配 線板（鉛を含むはんだが使用されているも のに限る。以下同じ。）、廃容器包装（有 害物質又は有機性物質により汚染されたも の。以下同じ。）、水銀使用製品 →管理型埋立</p>	
ゴムくず	<p>① あらかじめ、最大径15cm以下に破碎 し、又は切断し、 →安定型埋立</p> <p>② 焼却設備を用いて焼却すること。 →管理型埋立</p>	
金属くず	<p>自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄 電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包 装、水銀使用製品 →管理型埋立</p> <p>上記以外の物 →安定型埋立</p>	
ガラスくず・コ ンクリートくず 及び陶磁器くず	<p>自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部 に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装、 水銀使用製品 →管理型埋立</p> <p>上記以外の物 →安定型埋立</p>	
がれき類	→安定型埋立	
廃油	<p>廃油（タールピッチ類を除く。）は、 あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。 (燃え殻、ばいじん) →管理型埋立</p>	<p>廃油（揮発油類、灯油類、輕 油類、有機塩素系溶剤10物質及 びベンゼン）は、あらかじめ焼 却設備を用いて焼却すること。 (燃え殻、ばいじん) →管理型埋立</p>
廃アルカリ	埋立処分禁止	埋立処分禁止

廃棄物の種類	産業廃棄物 【令第6条第1項第3号】	特別管理産業廃棄物 【令第6条の5第1項第3号】
紙　く　ず	→管理型埋立	
木　く　ず 繊　維　く　ず	焼却設備を用いて焼却 (燃え殻、ばいじん) →管理型埋立	
燃　え　殻　又　は ば　い　じ　ん	<p>水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの及び当該燃え殻又はばいじんの処理物（環境省令で定める基準（以下、溶出基準という。）に適合しないもの。なお、水銀を含むものは、環境大臣が定めるところにより固形化処理（以下、「固形化処理」という。）が必要）</p> <p>→遮断型埋立</p> <p>溶出基準に適合するもの</p> <p>→管理型埋立</p>	<p>特定の施設において生じたもので、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの及び当該燃え殻又はばいじんの処理物（溶出基準に適合しないもの。なお、水銀を含むものは、固形化処理が必要）</p> <p>→遮断型埋立</p>
汚　泥	<p>ばいじん等の一般的埋立基準</p> <p>(1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固形化し、梱包する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p> <p>水銀、シアン、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、P C B、セレンを含むもの及び当該汚泥の処理物溶出基準に適合しないもの。</p> <p>なお、水銀、シアンを含むものは、固形化処理が必要）</p> <p>→遮断型埋立</p> <p>溶出基準に適合するもの</p> <p>→管理型埋立</p> <p>上記物質（水銀～セレン）以外の溶出基準物質（トリクロロエチレン等）を含むもの及び当該汚泥の処理物（溶出基準に適合しないもの。）は、溶出基準に適合するものにすること。</p> <p>→管理型埋立</p>	<p>廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻及びこれらの廃棄物の処理物（これらに含まれるダイオキシン類の含有量が1グラムにつき3ナノグラムを超えるもの。）については、あらかじめダイオキシン類濃度を3ナノグラム以下にすること。</p> <p>→管理型埋立</p> <p>特定の施設において生じたもので、水銀、シアン、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、P C B、セレンを含むもの及び当該汚泥の処理物（溶出基準に適合しないもの。なお、水銀、シアンを含むものは、固形化処理が必要）</p> <p>→遮断型埋立</p> <p>特定の施設において生じたもので、上記物質（水銀～セレン）以外の溶出基準物質（トリクロロエチレン等）を含むもの及び当該汚泥の処理物（溶出基準に適合しないもの。）は、溶出基準に適合するものにすること。</p> <p>→管理型埋立</p>

廃棄物の種類	産業廃棄物 【令第6条第1項第3号】	特別管理産業廃棄物 【令第6条の5第1項第3号】
汚泥		<p>廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）及び当該汚泥の処理物（これらに含まれるダイオキシン類の含有量が1グラムにつき3ナノグラムを超えるもの。）については、あらかじめダイオキシン類濃度を3ナノグラム以下にすること。</p> <p>→管理型埋立</p>
		<p>あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は含水率85%以下にすること。</p> <p>腐敗物とは、次に掲げるもののうち、熱しやすく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固化を行ったもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 有機性の汚泥 (2) 動植物性残渣 (3) 動物のふん尿 (4) 動物の死体 (5) (1)～(4)の処理物</p> <p>腐敗物とは、次に掲げるもののうち、熱しやすく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固化を行ったもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 有機性の汚泥 (2) (1) の処理物</p>
感染性産業廃棄物	<p>感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法（焼却、溶融、滅菌、消毒）により処分又は再生し、感染性がないもの。</p> <p>→管理型埋立</p>	<p>埋立処分禁止</p>
	<p>感染性廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の一般的な埋立処分基準</p> <p>(1) 液状のものについては、埋立処分を行ってはならない。 (2) 泥状のものについては、含水率85%以下にすること。</p>	
廃P C B等 (廃P C B及びP C Bを含む廃油)	<p>焼却設備を用いて焼却し、又はP C Bを分解する方法として環境大臣が定める方法により処分又は再生し、P C Bが十分に分解されたものにしたもの。</p> <p>→管理型埋立</p>	<p>埋立処分禁止</p>
P C B汚染物 (紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず)	<p>焼却設備を用いて焼却し、又はP C Bを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により処分又は再生し、P C Bが十分に分解されたものにしたもの。</p> <p>→管理型埋立</p>	<p>埋立処分禁止</p>

廃棄物の種類	産業廃棄物 【令第6条第1項第3号】	特別管理産業廃棄物 【令第6条の5第1項第3号】
P C B汚染物の P C B処理物 (廃P C B等又 は処理物で、環 境省令で定める 基準に適合しな いもの。)	<p>焼却設備を用いて焼却し、又はP C Bを除去 若しくは分解する方法として環境大臣が定める 方法により処分又は再生し、P C Bが十分に分 解されたものにしたもの。</p> <p style="text-align: right;">→管理型埋立</p> <p>P C B処理物に係る環境省令で定める基準（規則第1条の2第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該処理したものが廃油の場合、P C Bの含有量が0.5mg/kg以下である こと。 (2) 廃酸・廃アルカリの場合、P C Bの含有量が0.03mg/リットル以下であること。 (3) 廃プラスチック類・金属くずの場合、P C Bが付着していない、又は封入 されていないこと。 (4) 陶磁器くずの場合、P C Bが付着していないこと。 (5) 上記以外の場合、P C Bの溶出基準0.003mg/リットル検液以下であること。 	埋立処分禁止
P C B関係廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の一般的な埋立処分基準	<p>(1) 固形状のものについては、P C Bが十分に除去されていること。</p> <p>(2) 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。</p> <p>(3) 液状のもの（廃油を除く。）については、埋立処分を行ってはならないこと。</p> <p>(4) 泥状のものについては、P C Bが溶出しないよう十分に処理し、かつ、含水率85%以下に すること。</p>	
石綿含有廃棄物 と 廃 石 綿	<p>石綿含有廃棄物のうち安定5品目について は、最終処分場の一定の場所において、石綿 含有廃棄物が分散しないように処分するこ と。</p> <p style="text-align: right;">→安定型埋立</p> <p>石綿含有廃棄物のうち安定5品目以外のも のについては、廃石綿と同様に処分するこ と。</p> <p style="text-align: right;">→管理型埋立</p>	<p>廃石綿等は、飛散防止の措置 (固形化、薬剤による安定化の 後、耐水性の材料で二重にこん 包) をとり、最終処分場の一定 の場所において、廃石綿等が分 散しないように処分すること。</p> <p style="text-align: right;">→管理型埋立</p>
鉱 さ い	<p>溶出基準に適合するもの</p> <p style="text-align: right;">→管理型埋立</p>	<p>水銀、カドミウム、鉛、六価 クロム、砒素、セレンを含むも の及び当該鉱さいの処理物（溶 出基準に適合しないもの。）</p> <p style="text-align: right;">→遮断型埋立</p>

<溶出基準> 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令から抜粋

対象：汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい

(単位: mg/リットル検液)

1	アルキル水銀化合物	未検出	13	1,2-ジクロロエタン	0.04
	水銀又はその化合物	0.005	14	1,1-ジクロロエチレン	1
2	カドミウム又はその化合物	0.09	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
3	鉛又はその化合物	0.3	16	1,1,1-トリクロロエタン	3
4	有機燐化合物	1	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
5	六価クロム化合物	1.5	18	1,3-ジクロロプロパン	0.02
6	砒素又はその化合物	0.3	19	チウラム	0.06
7	シアノ化合物	1	20	シマジン	0.03
8	P C B	0.003	21	チオベンカルブ	0.2
9	トリクロロエチレン	0.1	22	ベンゼン	0.1
10	テトラクロロエチレン	0.1	23	セレン又はその化合物	0.3
11	ジクロロメタン	0.2	24	1,4-ジオキサン	0.5
12	四塩化炭素	0.02	25	ダイオキシン類	3(ng-TEQ/g)